公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程(昭和40年岩手県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

(不服申立てに係る裁決書等)

第11条 [略]

2 前項の公文に付する行政事件訴訟法<u>第46条第3項</u>の規定に よる教示の形式は、おおむね次のとおりとする。

(1) • (2) 「略]

3・4 「略]

(契約書の形式)

第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 委託契約の場合

[略]

注 1 第 9 に記載する延滞金の額は、原則として<u>3.7パ</u> <u>ーセント</u>とすること。

2 [略]

(3) 不動産売買契約の場合

「略]

第6×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引渡 ×しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代金の ×額につき年3.7パーセントの割合で計算した違約金を ×徴収することがある。

「略]

[略]

(4) 物品売買契約の場合

[略]

第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の ×支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の ×日までの日数に応じ、契約金額につき年<u>3.7パーセン</u> ×<u>ト</u>の割合で計算した額の支払遅延利息を支払うもの ×とする。

第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合 ×は、遅延日数に応じ、契約金額につき年3.7パーセン (不服申立てに係る裁決書等)

第11条 [略]

2 前項の公文に付する<u>行政不服審査法第41条第2項並びに</u>行 政事件訴訟法<u>第46条第1項及び第2項</u>の規定による教示の形 式は、おおむね次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

3 · 4 [略]

(契約書の形式)

第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 委託契約の場合

[略]

注 1 第 9 に記載する延滞金の額は、原則として<u>3.6パ</u> <u>ーセント</u>とすること。

2 [略]

(3) 不動産売買契約の場合

「略]

第6×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引渡 ×しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代金の ×額につき年3.6パーセントの割合で計算した違約金を ×徴収することがある。

[略]

[略]

(4) 物品売買契約の場合

「略]

第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の ×支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の ×日までの日数に応じ、契約金額につき年3.6パーセン ×上の割合で計算した額の支払遅延利息を支払うもの ×とする。

第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合 ×は、遅延日数に応じ、契約金額につき年3.6パーセン 

 × トの割合で計算した違約金を徴収することがある。
 | × トの割合で計算した違約金を徴収することがある。

 [略]
 [略]

 (5)・(6)
 [略]

 備考 改正部分は、下線の部分である。
 (5)・(6)

附則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。